一般社団法人日本パラカヌー連盟
ナショナルチームスタッフ選考委員会規程

（目的）
第1条　本規程は、一般社団法人日本パラカヌー連盟（以下「本連盟」という。）のナショナルチームスタッフ選考委員会の設置に関し必要な事項を定め、かつその運営の円滑化を図ることを目的とする。

（設置及び任務）
第2条
1.本連盟は、前条の目的を達成するため、ナショナルチームスタッフ選考委員会（以下、「委員会」という。）を設置する 。
2.委員会は、競技力強化事業において選手の強化及びスタッフの育成を行い、パラカヌー競技活動の発展に主たる役割をもつ候補者の選定を行うことを任務とする。

（構成）
第3条
1.理事会は、ナショナルチームスタッフの改選を行う理事会の相当期間前に、本連盟のナショナルチームスタッフ候補者選定のため、委員会を設置する。
2.委員会の構成員は理事会が決定する。
3.委員会に、次の委員を置く。
　①委員 3 名以上 5 名以下
4.委員は、理事、技術委員会委員長、アスリート委員会委員長、有識者のうちから、代表理事が理事会の承認を得て委嘱する。
5.ナショナルチームスタッフ選考委員がナショナルチームスタッフ候補者に選定された場合は委員を退任するものとし、理事会はすみやかに後任を選任する。
6.委員長は、委員の互選で決定する。

（招集及び開催）
第4条
1.委員会は、委員長が招集する。ただし、他の委員が招集することを妨げない。
2.委員会の議長は、委員長が務める。ただし、委員長に事故あるとき又はやむを得ない事由により委員長が欠席するときは、出席委員が協議の上、議長を定める。
3.委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開き議決することができない。
4.委員会への代理出席及び書面による委任は、いずれも認めないものとする。

（選定方法）
第5条
1.ナショナルチームスタッフ選考規程に基づき選定する。
2.委員会の決議は、委員の半数以上の出席をもって行う。

（候補者名簿及び議事録）
第6条　委員会は、前項により選定されたナショナルチームスタッフ候補者の名簿と議事録を作成し、理事会に答申する。ただし、前項により選定された候補者の人員が、競技強化事業において不足すると判断されたときは、委員会は、定員に満つるまで、不足する人員を選定するものとする。

（任期）
第7条　委員の任期は、ナショナルチームスタッフの選任日から 1 年とする。ただし再任を妨げない。

（報酬）
第8条
1.委員は、無報酬とする。
2.委員がその職務を行うために要した費用は本連盟の負担とする。

（改廃）
第 9 条　本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

付則
本規程は、2025年1月28日から施行する。
2025年1月27日　改訂